○文化庁告示第五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体として佐世保市を指定する。

平成二十五年三月六日

文化庁長官　近藤　誠一

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設		平成二十五年三月六日文部科学省告示第二十三号			
無線塔	三基		国（国土交通省）	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	長崎県佐世保市針尾中町三八二番
電信室	一棟				
油庫	一棟				
雑種地	四四、二八五・七四平方メートル				

○厚生労働省告示第三十六号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月六日

厚生労働大臣　田村　憲久

第二の二の3の⑵を次のように改める。

⑵　介護職員の員数（受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないインドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人介護福祉士候補者（フィリピン人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するフィリピン人介護福祉士候補者をいう。）及びベトナム人介護福祉士候補者（ベトナム人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するベトナム人介護福祉士候補者をいう。）（日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び財団法人日本国際教育支援協会（昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）がN1又はN2（平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあっては、一級又は二級）に合格した者を除く。）を除く。）が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。

第三の一の2中「別表第四」を「別表第三」に改め、同三の二の2中「別表第五」を「別表第四」に改める。

別表第三を削り、別表第四を別表第三とし、別表第五を別表第四とする。

○厚生労働省告示第三十七号

経済上の連携に関するフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月六日

厚生労働大臣　田村　憲久

第二の二の3の⑵を次のように改める。

⑵　介護職員の員数（受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないフィリピン人介護福祉士候補者、インドネシア人介護福祉士候補者（インドネシア人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するインドネシア人介護福祉士候補者をいう。）及びベトナム人介護福祉士候補者（ベトナム人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するベトナム人介護福祉士候補者をいう。）（日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び財団法人日本国際教育支援協会（昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）においてN1又はN2（平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあっては、一級又は二級）に合格した者を除く。）を除く。）が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。

第三の一の2中「別表第四」を「別表第三」に改め、同三の二の2中「別表第五」を「別表第四」に改める。

別表第三を削り、別表第四を別表第三とし、別表第五を別表第四とする。

○厚生労働省告示第三十八号

看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月六日

厚生労働大臣　田村　憲久

第二の二の3の⑵を次のように改める。

⑵　介護職員の員数（受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないベトナム人介護福祉士候補者、インドネシア人介護福祉士候補者（インドネシア人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するインドネシア人介護福祉士候補者をいう。）及びフィリピン人介護福祉士候補者（フィリピン人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するフィリピン人介護福祉士候補者をいう。）（日本語能力試験においてN1又はN2に合格した者を除く。）を除く。）が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。

第三の一の2中「別表第四」を「別表第三」に改め、同三の二の2中「別表第五」を「別表第四」に改める。

別表第三を削り、別表第四を別表第三とし、別表第五を別表第四とする。

○経済産業省告示第四十三号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十条第二項において準用する同法第六十九条第一項の規定に基づき、次の者の同法第五十条の二第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をしたので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年三月六日

経済産業大臣　茂木　敏充

名称	主たる事務所の所在地	登録の区分	審査業務開始日
エイチエスビージャパン株式会社	横浜市神奈川区金港町二番地六横浜プラザビル	一　使用前安全管理審査 二　溶接安全管理審査 三　定期安全管理審査	平成二十五年三月二日

○国土交通省告示第二百八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年三月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　市街地再開発事業の種類及び名称

東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業

二　事業施行期間

事業計画の認可の公告の日から平成二十七年度末まで

三　施行地区

東京都中央区晴海三丁目の一部

四　施行者の名称

独立行政法人都市再生機構

五　事務所の所在地

東京都中央区晴海一丁目8番12号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日

平成十八年一月二十四日

七　事業計画の変更認可の年月日

平成二十五年三月六日